

令和7年度 行事保険のご案内

行事保険とは、国内において、福祉活動やボランティア活動を目的として、または、市民活動の一環として、非営利の団体が主催する行事に参加中の、以下の2つの補償がセットになった保険です。

①行事参加者が偶然な事故でケガをした場合の傷害補償

②行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任補償

また、これまでの「行事保険」では保険加入時に参加者が確定していることが必要でしたが、子ども食堂やサロン活動が広がる中、気軽に当日参加できる行事における傷害や賠償責任を補償する保険として、行事開催当日に参加者を確定する「行事保険（当日参加対応型）」が用意されています。

行事保険と行事保険（当日参加対応型）

行事保険は、①参加者確定（名簿作成）タイミング②行事内容③宿泊の有無の3点で加入する保険が変わります。

行事保険は2種類あります！



- ①加入申込み前に参加者を確定できる
- ②加入申込み前に参加者名簿（氏名・住所・電話番号）を作成できる
- ③対象行事は1日行事のa・b・c行事または宿泊行事である

- ①加入申込み前に参加者を確定できない
- ②加入申込み前に参加者名簿（氏名・住所・電話番号）を作成できない
- ③対象行事は1日行事のa行事である
(1日行事のb・c行事又は宿泊行事ではない)

主な違い・注意点	行 事 保 険	行事保険（当日参加対応型）
参加者の確定	加入申込み前に 行事参加者全員を確定する (主催者・スタッフを含む)	行事開催当日に 行事参加者全員を確定する (主催者・スタッフを含む)
参加者名簿の作成	加入申込み前に 行事参加者全員の「 <u>氏名・住所・電話番号</u> 」 を記載した参加者名簿を作成する（必須）	行事開催当日に 行事参加者全員の「 <u>氏名（フルネーム）</u> 」 を記載した参加者名簿を作成する（必須）
参加者名簿の提出	1日行事 加入申込み時に参加者名簿の提出は不要 (★事故発生時に参加者全員の名簿が必要)	同 左
宿泊行事	加入申込み時に参加者名簿を窓口に提出	一対象外一
加入申込票に記入する 参加人数	参加者名簿の人数（5名以上） (主催者・スタッフを含む)	予定している定員数（5名以上） (主催者・スタッフを含む)
往復途上の補償	事前に参加者名簿が確定していることから、 <u>当該参加者の往復途上の傷害も補償します</u>	参加者が当日確定することから、 <u>往復途上の傷害補償はありません</u>

その他、加入資格・対象行事・補償内容など、詳細は「行事保険・行事保険（当日参加対応型）のご案内」のパンフレットをご覧ください。

【行事保険加入手続きの流れ】

1. 加入申込票に必要事項を記入する

※加入申込みは1か月単位です。複数月の申込みは申込票を月ごとに分けてください。

2. 専用払込用紙で保険料を払い込む【郵便局もしくは銀行】

(郵便局)ゆうちょ銀行 口座番号 00180-1-661697
東京都社会福祉協議会 行事保険係

(銀行)みずほ銀行飯田橋支店 口座番号(普)1502849
東京都社会福祉協議会 行事保険口

※専用払込用紙には、上記払込先が印刷されています

※専用払込用紙を使ったときでも、送金手数料は加入申込者の負担となります。

3. 申込書類と払込証明書を【受付場所】に提出する

※郵送での受付はできません。ボランティア保険と同じ【受付場所】へお持ちください。

【問い合わせ】港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 TEL：6230-0284 FAX：6230-0285